

国立大学法人東京学芸大学構内における撮影についての取扱要項の一部改正について

改正理由：附属学校・園での撮影の取扱いを規定することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この要項は、<u>国立大学法人東京学芸大学（以下「本法人」という。）の構内</u>において学外者（本法人から撮影の依頼を受けた者を除く。以下同じ。）が行う撮影の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (撮影対象) 第2条 学外者が<u>本法人の構内（以下「構内」という。）</u>において行う撮影とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (1)・(2) 〔省略〕 (撮影可能場所) 第3条 <u>本法人で撮影が可能な場所は、次に掲げる場所とする。</u> (1) ケヤキ広場付近 (2) 一般講義棟及びその周辺 (3) <u>各附属学校・園においては校長（幼稚園にあつては園長。以下同じ。）が教育上影響ないと認める場所</u> 2 前項の規定にかかわらず、学長が認めた場合は、この限りではない。 (撮影可能日) 第4条 撮影可能日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日とする。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) <u>本法人の式典、入試、学園祭、シンポジウム等の行事の実施日</u> (2) <u>本学学生及び各附属学校・園の幼児、児童又は生徒の課外活動、学外者等による使用が決まっている日</u> (3) その他<u>本法人</u>が撮影を許可することを適当でないと判断した日 2 前項の規定にかかわらず、学長は、授業に影響が少ないと判断された平日を撮影可能日とすることができる。 (撮影可能時間) 第5条 撮影可能時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。<u>ただし、各附属学校・園においては校長が認めた時間とする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、学長が認めた場合は、この限りではない。 〔省略〕 附 則	(趣旨) 第1条 この要項は、<u>東京学芸大学構内（以下「構内」という。）</u>において学外者（東京学芸大学からの依頼を受けた者を除く。以下同じ。）が行う撮影の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (撮影対象) 第2条 学外者が<u>構内</u>において行う撮影とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (1)・(2) 〔省略〕 (撮影可能場所) 第3条 <u>本学で撮影が可能な場所は、次に掲げる場所とする。</u> (1) ケヤキ広場付近 (2) 一般講義棟及びその周辺 2 前項の規定にかかわらず、学長が認めた場合は、この限りではない。 (撮影可能日) 第4条 撮影可能日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日とする。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) <u>本学の式典、入試、学園祭、シンポジウム等の行事の実施日</u> (2) <u>本学学生の課外活動、学外者等による使用が決まっている日</u> (3) その他<u>本学</u>が撮影を許可することを適当でないと判断した日 2 前項の規定にかかわらず、学長は、<u>春学期及び秋学期の授業</u>に影響が少ないと判断された平日を撮影可能日とすることができる。 (撮影可能時間) 第5条 撮影可能時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 2 前項の規定にかかわらず、学長が認めた場合は、この限りではない。 〔省略〕

この要項は、令和6年11月27日から施行し、令和6年7月25日から適用する。